

介護保険利用者負担に関する説明書

当ホームヘルプステーションは、国の職員配置基準を満たしており、教育研修を定期的を実施し、よりよいサービス提供をする、特別事業所加算の事業所となっております。

1. 介護保険を利用される方には、次のような一部負担金があります。

	介護時間	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体介護	3 0 分未満	2 6 8 円	5 3 6 円	8 0 4 円
	3 0 分以上～1 時間未満	4 2 6 円	8 5 2 円	1, 2 7 8 円
	1 時間以上～1 時間 3 0 分未満	6 2 4 円	1, 2 4 8 円	1, 8 7 2 円
生活援助	2 0 分以上～4 5 分未満	1 9 7 円	3 9 4 円	5 9 1 円
	4 5 分以上	2 4 2 円	4 8 4 円	7 2 6 円

2. 身体介護サービスに引き続き生活援助サービスを行った場合

生活援助 身体介護	自己負担	2 0 分～4 5 分未満	4 5 分～7 0 分未満	7 0 分以上
3 0 分未満	1 割	3 4 0 円	4 1 1 円	4 8 3 円
	2 割	6 8 0 円	8 2 2 円	9 6 6 円
	3 割	1, 0 2 0 円	1, 2 3 3 円	1, 4 4 9 円
3 0 ～6 0 分未満	1 割	4 9 7 円	5 6 9 円	6 4 0 円
	2 割	9 9 4 円	1, 1 3 8 円	1, 2 8 0 円
	3 割	1, 4 9 1 円	1, 7 0 7 円	1, 9 2 0 円

※上記の 1. 2 の料金には特別事業所加算（Ⅱ）の 10%が含まれています。

㊦上記の 1. 2 の料金に介護職員処遇改善加算（Ⅲ）として 5.5%を加算します。

㊦上記の 1. 2 の料金に介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として 6.3%を加算します。

※甲府市は地域区分の適用地域 7 級地により 2.1%を加算します。

※中山間地域等に居住する利用者へサービス提供した場合は、5%を加算します。

※介護保険適用外のサービスを提供した場合は介護保険の規程の 1 0 割をいただきます。

※令和 6 年 6 月から㊦㊦の加算が廃止となり、新しく上記の 1. 2 の料金に介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)として 13.9%を加算します。

3. 次の場合は、上記の料金に加えていただきます。

項 目	回	内 容	料 金
初回加算 (初回契約時)	1	新しい訪問介護計画書を作成した利用者に、サービス提供責任者が訪問した時(初回訪問の月のみ1回)	200円
緊急時加算	1	居宅サービス計画に訪問することになっていない身体介護中心型のサービスの訪問を24時間以内に行った場合	100円
中山間地域加算	1	国で定めている中山間地域に居住している場合	上記の一部負担金の5%加算
早朝・夜間加算	1	早朝は6:00～8:00、夜間は18:00～22:00の間に訪問介護を行った時	上記の一部負担金の25%加算
深夜加算	1	22:00～6:00の間に訪問介護を行った時	上記の一部負担金の50%加算

4. 下記の実施地域を越えて訪問した場合は、訪問介護交通費として、実施地域を越えた地点から1kmごと80円が発生します。

実施地域

甲府市（古関町、梯町及び旧中道町を除く）及び甲斐市（旧竜王町全域、旧双葉町全域及び旧敷島町の打返及び吉沢以北を除く）

令和 年 月 日

事業者は、利用者へ上記の内容を説明しました。

事 業 者 所在地：甲府市荒川二丁目10-26

説明者職・氏名：公益社団法人山梨県看護協会

荒川ホームヘルプステーション

所長 土 屋 い づ み 印

私は、事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所：

氏 名：

印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所：

本人との続柄：

氏 名：

印

立 会 人 住 所：

本人との続柄：

氏 名：

印